

働き方・休み方改善のための

ワークショップ開催

令和6(2024年)年4月から、自動車運転者の時間外労働の上限規制が適用になります。準備は大丈夫ですか？

福井労働局雇用環境・均等室では、現在、労働基準法時間外労働上限規制の適用猶予である「道路貨物運送業」の「働きやすい職場改善の情報交換の場」及び皆様の「労働環境の向上」のため、下記の日程で、ワークショップを開催いたします。是非ご参加ください。

- 開催日時：令和3年7月15日(木) 午後2時から午後4時
- 開催場所：福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎14階
- 対象業種：道路貨物運送業 ●対象：事業主、労務担当者など

●ワークショップの流れ

4～5人程度のグループをつくり、専門のコンサルタントと一緒に事例(討議課題)について問題点を洗い出し、解決に向けた効果的な取組について話し合います。

話し合った内容を踏まえて、参加者それぞれの職場の課題解決のための改善計画を検討します。

また、最新の助成金の情報等を説明し、貴社での助成金の活用方法等についても提案いたします。

😊 ワークショップとは、講師の話や聞くなど一方通行的なものではなく、参加者自身が議論に参加し、双方向的に意見交換等を行う体験・参加型の研修です。

ワークショップ プログラム (例)

内容	時間
道路貨物運送業の働き方改革について 【ワークショップの手法の説明】 ①グループ討議の進め方及び留意事項	10分
【グループ討議】 ①自己紹介 ②問題提起(事例提示) ③グループ討論 ④発表 ⑤まとめ、自社のアクションプラン作成等 ⑥質疑応答、アンケート記入	90分 (適宜休憩)

グループワークでの5か条

- ここで話し合ったことは、他言無用
- 思いついたらどんどん発表する
- 人の意見は否定しない
- 意見は簡潔にまとめる
- 楽しく話し合う



他社の困っていることや改善策がわかってよかった。

みんなで話し合うことで問題点が明確になった！



【お問合せ先】 福井労働局 雇用環境・均等室

〒910-8559 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階

電話 0776-22-0221 FAX 0776-22-4920

令和3年7月15日（木）開催 福井労働局雇用環境・均等室

ワークショップ参加申込書

申込締切日：令和3年6月28日（月）

定員：10名（先着順。定員になり次第、締切とさせていただきます）

参加費用：無料

事業場名		労働者数	人
住所	〒		
電話番号			
7月15日 参加者 職・氏名			
連絡先	（上記、住所・電話番号と連絡先が異なるとき（担当者氏名））		

お問い合わせ先

福井労働局 雇用環境・均等室（担当：前田・下家・水嶋）

住所：福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階

電話：0776-22-0221 FAX：0776-22-4920